

保護者様

学校感染症は法律で規定されていて、医師より感染症と診断された場合には出席停止扱いになります。保護者の判断で学校にでてくるのではなく、医師より登校許可ができるまでは登校を控え、ご家庭にて療養されますようお願いいたします。

なお、登校する際には、下記の「学校感染症罹患届」に保護者の方が記入・捺印し、学級担任までご提出ください。

## 学校感染症 罹患届

登美ヶ丘小学校 年 組 氏名

\*学校感染症名（該当する病名欄に、○をつけてください）

学校感染症名	出席停止期間の基準
インフルエンザ（A型・B型・疑い・不明）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
その他の感染症（ ）	条件により出席停止となる感染症

\*その他の感染症（例）：溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎

診断日 年 月 日

出席停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

診断を受けた医療機関名

「学校において予防すべき感染症」と医師より診断され学校を休むよう指示されてきました。上記のとおり、届けます。

年 月 日

保護者氏名 印

